

愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の定住人口の増加を図るとともに、子育てや介護など家族の支え合いを促進するため、親、子及び孫等の多世代が町内で同居するために住宅を改修する場合にその費用の一部を補助することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金をいう。
- (2) 同居 1棟の建物又は同一敷地内か隣接敷地内にある2棟以上の建物に、家族が生活している状態をいう。
- (3) 三世代同居 親、子、孫等の三世代以上の直系親族が同居することをいう。
- (4) 改修工事 住宅の修繕、改築、増築、模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象世帯全員が、町内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をしていること。
- (2) 三世代同居をするため、工事完了日から1年以内に全ての世帯又はいずれかの世帯が新たに転入又は町内転居をしていること。ただし、大規模改修などにより、一時的に三世代同居している場合は補助対象とする。
- (3) 補助対象世帯全員が、本町の町税を滞納していないこと。
- (4) 補助対象世帯全員が、三世代同居に伴う補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 補助対象世帯全員が、愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にないこと。

(交付対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 親、子又は孫等の直系親族のいずれかの所有者名義で、所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅であること。
- (2) 契約に基づき、改修した住宅であること。

- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
 - (4) 工事に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 10 万円以上であること。
- （補助対象経費）

第 5 条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる改修工事とする。

- (1) 自ら居住するための部分の増築・改築等
- (2) 屋根・雨樋・柱・外壁の修繕・塗装等の外装工事
- (3) 床・内壁・天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
- (4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
- (5) 電気、ガス等の設備工事
- (6) トイレ・風呂・キッチン等の水周り改修等の給排水工事
- (7) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる改修工事は、補助の対象としない。

- (1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事
- (2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等
- (3) 物置、車庫等の設置等
- (4) 住宅改修に係る本町の他の補助を受けた工事
- (5) その他町長が適当でないと認めるもの

（補助金の交付額）

第 6 条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、前条の補助対象の経費に 2 分の 1 を乗じた額（1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20 万円を限度とする。

2 子世帯又はその他これに類するものとして町長が認める世帯が転入し、かつ、その世帯主又は配偶者等が 40 歳未満（満 40 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間を含む。）である場合は、20 万円を加算する。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、第 4 条第 2 号の当初契約における工事完了日の翌日から起算して 1 年以内に、次に掲げる書類を添えて、愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金交付申請書（第 1 号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 親、子及び孫等の関係を証明できる戸籍全部事項証明書等の写し
- (2) 子が出産予定の場合は、母子健康手帳の写し
- (3) 工事完了日から遡り、過去 1 年以内に町内で三世代同居をしていないことが証明できる戸籍の附票、住民票除票（発行後 3 ヶ月以内）の写し等

- (4) 建物登記簿の全部事項証明書（発行後3ヶ月以内）
- (5) 請負契約書等補助対象工事の内容、経費の内訳が確認できる書類及び領収書等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類
（交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金交付請求書（第3号様式）により町長に請求するものとする。

- 2 町長は、前項の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。
（申請内容の変更）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、申請した内容に変更が生じたときは、遅滞なく愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金変更申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更申請書の提出があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。
- 3 町長は、前項の規定により交付決定を変更したときは、愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 交付決定後3年以内に三世代同居をしなくなったとき。
 - (2) 交付決定後10年以内に住宅を処分又は譲渡等により所有しなくなったとき。
 - (3) 交付決定後10年以内に補助対象世帯全員が居住しなくなったとき。
 - (4) 虚偽の申請その他不正の手段により交付を受けたとき。
 - (5) この要綱及び関係法令に違反したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は町長の指示に従わなかったとき。
- 2 町長は、第10条第2項又は前項の規定により交付決定を取り消したときは、愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 第10条第2項の規定により補助金等の交付の決定を変更し、交付額が減額になったとき。
- (2) 第10条第2項又は前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。